

ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定され、その多くは集団予防接種時の注射等の使い回しや輸血、血液製剤の投与等の医療行為による感染が原因とされています。こうしたことから、感染被害の拡大を招いた国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行され、肝炎対策に係る諸施策が実施されているところです。

その中の一つである肝炎治療特別促進事業はウイルス性肝炎患者に対する医療費助成を行うものですが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの根治を目的とした治療等に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変及び肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来しているのが実情です。

また、平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の成立の際には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされましたが、その後、国においては新たな具体的措置が講じられていない状況です。

ついては、国会及び政府においては、ウイルス性肝疾患の患者の実情を踏まえ、次の措置が迅速に講じられるよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年3月9日

宮城県大崎市議会議長 佐藤 清 隆

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

} 宛て